

福島市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月24日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 42 号

福島市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和50年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号及び第4号中「入力」の次に「又は移動端末設備の認証機能」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。